



国労西日本

NO. 219

国労西日本本部

発行責任者 田中 守
編集責任者 羽柴 二郎

安全を守る
職場風土へ
変える先頭に

第8回組織強化・拡大

西ブロック経験交流集会を開催

国労本部は、6月1日～2日大阪コロナホテルを会場にして、「第8回組織強化・拡大西ブロック経験交流集会」を開催しました。交流会には西日本をはじめ全国から117名が参加。また、青年労働者も20人以上参加するという大規模なものとなりました。西日本本部からも委員長・書記長・組織部長・青年部はじめ各地方から代表者が参加し、全国で巻き起こる国労加入の流れを生むの声を聞き、肌で感じ、参加者全員が国労運動の正当性と必要性を再確認するとともに、教訓をこれからの運動に生かし、組織拡大に全力で奮闘する決意を固めました。



「国労のみなさん、帰れる場所をありがとう」。

交流会において、米子地方本部で復帰加入し、熱く語った笹木さんの言葉に、胸が熱くなったのは私だけではないでしょう。国鉄「分割・民営化」の27年前、国労組合員では新会社（JR）に残れないと、深く悩み苦しむ、そして一旦は国労を去ってしまったが、いま国労に戻ってくれた。心より歓迎したいと思えます。6月1日・2日に大阪で開催された「第8回組織強化・拡大西ブロック経験交流集会」には、北海道から九州まで117人が参加。そのうち青年労働者が20人以上参加し、大いに盛り上がりました。

「係長・助役が非番日の残業や各

種委員会への参加を半強制的に言ってくる。会社で言えば『指示する側』と『指示される側』でありながら、同じ組合員であることに矛盾を感じている」大阪33歳。「他労組の役員をしていたが、自分自身は『活動家』になりたいたとは思わなかった。組合に対する無関心が広まっており、役員になり手がいない。政治活動への動員はおかしいと思う」

「管理者から暴言を受けた。国労の人は他労組である自分に親身になって話を聞いてくれた。人としてどうかと思ひ、国労加入を考えた」「職場配属時に歓迎会があり、その場で国労に加入した」横浜・36歳。「入社後16年目に加入した。他労組の人にこんな話せる人がいるかなあ」貨物・吹田34歳。

この間、東日本では昨年8月に開催された定期大会より31人が加入。九州においても、連続して20代の青年が加入してきています。会社の代弁をしているだけの労働組合に明日はありませぬ。本当に安全と、働く者のことを考え行動しているのは、国労だけです。自信を持って全組合員が行動を起こしましょう。

まず声をかけよう、「国労に入っ

て一緒にがんばろう」と。
(国労西日本本部 組織部)

5月、6月に入っても拡大続く

北陸地本、近畿地本で拡大進む!

「国労の人は、所属組合に関係なく、真剣に話を聞いてくれる」「国労と接するな!と、職場の人間関係を壊そうとする」国労敵視の態度と会社の言いなりなる態度に疑問を持ち、国労の運動をまじかに見て決意したなど、5月、6月に入っても国労加入が続いています。さらに対話をし職場で目に見える運動を作り上げ、要求前進とともに組織拡大を進めましょう。

「国労は真剣に話を聞いてくれる」

「人間関係を崩す行動や言動は許せない」

5月23日付
近畿地方本部大阪地区本部

6月1日付
国労北陸地方本部

2014年度定期全国大会代議員選挙の実施

1. 公示日 2014年 6月7日(土)
 2. 投票日 2014年 6月18日(水)
 3. 立候補締切日 2014年 6月11日(水)
 4. 不在者投票日 2014年 6月15日(日) ~ 17日(火)
 5. 代議員定数(総数55名)
- 北海道1名 盛岡5名、秋田1名、仙台4名、新潟1名、高崎3名、水戸2名、千葉3名、東京18名、長野2名、静岡1名、名古屋1名、新幹線3名、北陸1名、近畿4名、米子1名、岡山1名、広島1名、四国1名、九州1名
8. 特別代議員
国鉄労働組合規約第36条2項(全国協議会から代表者1名を特別代議員として選出する)の代議員については、全国協議会よりそれぞれ選出し、本部に報告すること。以上

第28回国労西日本本部大会代議員選挙の実施

国労西日本本部は、5月15日、2014年度国労西日本本部大会代議員選挙を、西日本本部規約第15条及び国労本部選挙規則にもとづき実施するよう、指令第8号を発しました。なお、大会日程等詳細は別途指令します。

1. 公示日 2014年6月7日(土)
2. 投票日 2014年6月18日(水)
3. 立候補及び辞退締切 2014年6月11日(水)
4. 不在者投票日 2014年6月15日(日) 17日(火)
5. 選挙区 選挙規則第14条により選挙区を分割する場合は、西日本本部の承認を得ること。
6. 選挙権及び被選挙権その他選挙管理に関する事項は、選挙規則によること。
7. 代議員定数22名(総数23名)
 - 北陸 2名、近畿 14名、岡山 2名、米子 2名、広島 2名、(博多 1名)

JAL不当解雇撤回裁判 事実と道理を無視した不当判決—東京高裁

日本航空が2010年1月19日に破綻しその年12月の大晦日に、パイロット81名と客室乗務員84名を不当に整理解雇した事件で、東京高裁は6月3日客室乗務員裁判について、続いて翌4日にはパイロット裁判の控訴審判決が言い渡されました。

二つの判決は、原告の主張・立証を全く受け入れず、解雇を適法とした一審東京地裁判決を支持し、「更生計画に必要な解雇だった」と判断して不当な判決です。まさに一審の不当判決をも上回る、極めて不当な判決です。原告は「事実と道理を無

視した判決は断じて許せない」として直ちに最高裁への上告を決定しました。日航の整理解雇は、「整理解雇4要件」を真つ向から踏みに行っている行為であり、国鉄の分割民営化の際に行われた採用差別と同じく、企業の言いなりにならない労働者の排除と、労働組合の弱体化を狙った不当労働行為でもあります。安全・安心な空の旅を願う利用者・市民の立場からも、今回の不当解雇は重大な問題です。公共交通機関で働く労働者が、雇

6月5日パイロット判決をうけての「JAL不当解雇撤回裁判運航乗務員原告団・弁護団」の抗議声明

JAL不当解雇撤回裁判運航乗務員弁護団 労働者の存在と事実と道理を無視したJAL運航乗務員高裁判決

会社は解雇当時、史上最高の営業利益を挙げていて、客室乗務員を含めた165名の解雇によるコスト削減は当時の年間営業費用の僅か0.13%。従来判例基準からすれば、解雇が許されないことは明白であった。ところが東京地裁判決は、「本件は会社更生手続きの解雇だから特別だ。どんなに営業利益が上がっていても、更生手続きで予定された人員削減体制にするために解雇は必要だった」と解雇を容認した。

これに対して東京高裁では、徹底的な反撃・追及が行われた。まず、更生手続きの解雇だから特別だという論理に対して、名だたる労働法学、倒産法学、会計学の学者・研究者の方々から、その理論的誤りを追及する優れた意見書が、続々と高裁に提出された。あわせて高裁では、全国25万筆の公正な裁判を求める要請書名、1.5万通の証人採用葉書の結果、ついに私たちが必要とする証人尋問、本人尋問、本人意見陳述の機会を確保し、ここに解雇の違法を裏付ける、次のような決定的な事実が証明された。

①解雇の時点で会社の人員削減目標は既に超過達成され、解雇の必要性はなかった事実。②解雇に至る会社の信義則違反・不当労働行為の連鎖・集中。(ア)更生手続開始当初、管財人が、ワークシェアなど雇用継続のための解雇回避措置を各労組に約束しながら、会社は後にその約束を破って乗務外しの圧力下の「希望」退職強要に終始し、肝心の解雇回避努力を一切放棄した。(イ)解雇の人選基準(年齢、病欠)も、安全無視の不合理と労組の中心メンバーの狙い撃ちが明らかになった。(ウ)対等の交渉確保のための争議権確立投票に不法介入し、交渉では解雇時点の在籍者数(削減目標を超過達成していた筈)を隠蔽したまま解雇を強行した。(エ)以上の信義則違反・不当労働行為は、これに先立つ過去何10年にわたる会社の一貫した労組分裂・差別政策と一体である。

このような、解雇の違法を裏付ける決定的な事実について、会社は一つ反論・反証出来なかった。にもかかわらず判決は、そのことを悉く無視し、専ら「更生計画ありき、よって解雇有効」という論理によって解雇を認容した。このような、事実と道理を無視した判決は断じて許されない。私達は、これまでの国民支援共闘会議、支える会の皆様の熱いご支援に心から感謝申し上げ、この不当判決を乗り越えて勝利まで闘い抜く決意である。

用不安がなく、心身ともに健康で安定した状態で働くことは、安全運航の基本的条件です。また過度な人員削減やベテラン乗員の切り捨ても安全運航の基盤を揺るがし、利用者の信頼を失うこととなります。国労はこれまで署名や物販、オルグ等運航乗務員原告団及び客室乗務員原告団の支援を行ってきました。

会社の言いなりにならない労働者と、労働組合つぶしの不当労働行為は絶対に許せません。西日本本部は、本部闘争指示43号に基づき不当判決を乗り越え、勝利まで闘い抜く決意を固めた原告に対する激励行動を、緊急に取り組むことを指示しました。「あの空に帰ろう」JAL原告団全員が職場に帰る日まで闘おう!

「がん」の保障 <生きるためのがん保険Days(デイズ)>		「生きる」を創る。Afiac			
保険期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢: 0歳~80歳、 スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合		◆月払保険料(団体取扱) (2011年4月1日現在) 生きるためのがん保険DAYS(デイズ) スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円 定額タイプ 保険料払込期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新)			
初めて診断確定されたとき	がんの場合	一時金として	100万円		
診断給付金	上皮内新生物の場合	一時金として	10万円	35歳	45歳
入院したとき	入院給付金	1日につき	10,000円	男性	3,656円 5,608円 9,360円 15,190円
通院したとき	通院給付金	1日につき	10,000円	女性	3,734円 5,274円 6,864円 9,048円
手術したとき	手術治療給付金	1回につき	20万円	<抗がん剤治療特約>の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。	
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	1回につき	20万円	<募集代理店> アベニール株式会社 TEL: 03-3437-6810 FAX: 03-3437-6822 〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3F	
抗がん剤治療を受けたとき (上皮内新生物は対象外)	抗がん剤治療給付金	抗がん剤治療を受けた月ごとに1カ月 乳がん・前立腺がんのホルモン療法の場合 1カ月	10万円 (すべての保険期間を通じ 通算600万円まで) 5万円	<引受保険会社> アフラック 東京第三法人営業部 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル 当社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-95	
	プレミアサポート	訪問面談サービスと専門医紹介 (このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)			
◎詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。					